

欧州連合知的財産庁、知的財産エンフォースメントポータルを開設

2019年6月17日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、6月12日、新しい知的財産エンフォースメントポータル（IP Enforcement Portal）を開設した旨、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリース及びEUIPOのウェブサイトによれば、本ポータルは、双方向の、信頼性の高い、かつ、ユーザーフレンドリーな、EUの知的財産権エンフォースメントのための無料かつ多言語のツールであり、全ての関連当事者（権利所有者（及び当該権利所有者の法律上の代理人）、EUの執行当局、欧州委員会、並びに、世界各国におけるEU代表）間の安全なコミュニケーションツールとしての機能を果たすものである、としている。

本ポータルにより、例えば、権利所有者は、執行者が、真正品を模倣品と区別し、必要に応じて権利所有者に連絡し、措置をとることを容易にするため、当該権利所有者の製品、知的財産権及び連絡先データに関する情報をEUの執行当局に共有することができる。さらに、権利所有者は、第三国における知的財産権エンフォースメント事例を欧州委員会（貿易総局）へ報告すること、税関の措置申請書（AFA：Application for Action）を電子的に提出すること、EU域外の国における知的財産エンフォースメント状況の概要を入手すること、多言語（EUの公用語）による情報のやりとりを行うこと等が可能となる。

権利保有者（及び当該権利保有者の法律上の代理人）が本ポータルにアクセスするためには、EU域内での有効な登録商標又は登録意匠を示した上でユーザーアカウントの申請・登録を行う必要がある。

－ 欧州連合知的財産庁のニュースリリースは、以下参照 －

[The new IP Enforcement Portal is here](#)

－ 知的財産エンフォースメントポータルに関する欧州連合知的財産庁のウェブサイトは、以下参照 －

[IP Enforcement Portal](#)

（以上）